

保護者の皆様へ

全国市長会 「学校災害賠償補償保険」の補償保険について(概要)

八王子市教育委員会

八王子市教育委員会では、小・中・義務教育学校の児童生徒の学校管理下での負傷等に対する医療費等が支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

さらに、学校管理下における児童生徒ならびに保護者等第三者の負傷等に対する費用の負担を減らすため、日本スポーツ振興センターの上乗せの保険となる全国市長会「学校災害賠償補償保険」に加入しています。

なお、これは学校災害賠償補償保険のうち、補償保険の概要となり、すべての保険内容が掲載されているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

◎補償保険の対象となる災害

学校の管理下(日本スポーツ振興センターの規定に準拠)にある者(児童生徒の他、第三者を含む)が急激かつ偶然な外来の事故により身体障害(死亡・後遺障害もしくは入院・通院を伴う傷害)を被った場合に対象となります。児童生徒については、日本スポーツ振興センターの給付金と併給されます。

(※第三者は保護者や住民等をいいます)

学校災害賠償補償保険は、医療費の額にかかわらず事故の日から180日以内の通院(6日以上)・入院(1日以上)のものが対象となります。

◎保険期間

令和8年(2026年)4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間です。年度ごとに契約の更新を行うため、事故の発生した年度の契約内容に基づいた補償となります。(今後、契約内容の変更があった場合、下記の保険金額が変更となることがあります。)

◎補償保険の保険金額

(1)死亡補償保険金額

100万円 事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額の全額が支払われます。

(2)後遺障害補償保険金額 障害の程度に応じ死亡補償保険金額の4～100%

事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合、その程度により一定割合が支払われます。

(3)入院補償保険金額

入院日数に応じて1万～15万円が支払われます。(事故の日から180日を経過するまでの間の入院)

(4)通院補償保険金額(通院日数6日以上が対象)

通院日数に応じて1万～6万円が支払われます。(事故の日から180日を経過するまでの間の通院)

<入院補償保険金・通院補償保険金の保険金額>

入院補償保険金		通院補償保険金	
入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1日～5日	10,000円	6日～15日	10,000円
6日～15日	30,000円	16日～30日	30,000円
16日～30日	60,000円	31日～60日	45,000円
31日～60日	90,000円	61日以上	60,000円
61日～90日	120,000円		
91日以上	150,000円		

※事故発生から180日以内に通院・入院した日数が対象となります。

※1日に2箇所の医療機関に通院した場合は、通院日数1日となります。

※原因事故が複数ある場合でも同一日の入院・通院はいずれかの事故の入通院日数として計算します。

(同じ日について重複支払はありません)その結果通院日数が6日未満となった事故は保険金支払対象外となります。

※通院日数が6日未満の場合は対象になりませんが、ギブス等を常時装着したときはその固定範囲や固定状況・ケガの具合によって通院日数として加算される場合があります。

目安として、長管骨または脊柱、長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分など、ギブス等を装着した場合は加算される可能性があります。(ただし、「入院通院申告書」の申告内容をもとに保険会社が総合的に判断するため、あくまでも目安となります。)

◎補償保険の対象とならない場合

故意または重大な過失・病気・地震などによる災害は対象になりません。

◎保険金請求等の手続きについて

学校管理下の事故で、入院したとき、通院が6日以上となったときには学校に申し出てください。

学校から必要書類をお渡します。記入していただく書類は「個人情報の取扱に関する同意書」・「保険金請求書」・「入院通院申告書」の3点です。「入院通院申告書」には通院日の記入、治療を受けたすべての医療機関名等の記入(または診察券や領収書のコピー添付)が必要になります。通院が終了後(または事故から180日経過後)にご記入のうえ、学校へ提出してください。

※書類の提出によって保険金の支払が確定するということではありません。

※保険会社から、医師の診断書の提出を求められる場合があります。(その際の文書料は保護者等の負担となります。)

※事故内容や保険金請求額などにより、提出書類が追加される場合があります。

※保険金の支払は「保険金請求書」に記入していただいた口座(児童生徒の場合は本人又は保護者となります。

保護者等第三者については、本人の口座となります。)に保険会社から振込となります。

※保険金請求の時効については、事故発生から3年を経過するとできなくなる場合があります。

※各種書類に記入していただく保護者の氏名、口座名義人は統一してください。(児童・生徒、本人の口座の場合を除く。)

(問合せ先)

八王子市教育委員会

学校教育部教育指導課保健担当

TEL 042-620-7330

FAX 042-627-8811